

# 入札公告

令和6年2月26日

次のとおり一般競争入札に付します。

公益財団法人国際人材育成機構  
契約担当役 理事 小宮 正信

## 1 件名

公益財団法人国際人材育成機構 春日部トレーニングセンター1号館及び2号館  
使用寝具類賃貸借及びリネンクリーニング業務委託

## 2 委託業務内容

- ①寝具類賃貸借
- ②リネンクリーニング
- ③上記①の搬入・搬出

## 3 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日（1年間）  
ただし、公益財団法人国際人材育成機構（以下「アイム・ジャパン」という。）の主要な業務及び事業の改廃などやむを得ない事情が生じた場合には、当該事情に応じて、本契約の全部又は一部の解除等も含め、本契約の変更等を行うことがある。

## 4 賃貸借場所

アイム・ジャパン春日部トレーニングセンター1号館及び2号館（埼玉県春日部市）

## 5 予定数量

アイム・ジャパントレーニングセンター1号館及び2号館使用寝具類賃貸借及びリネンクリーニング業務仕様書による

## 6 契約方法

単価契約とする。

## 7 支払方法

月ごとに実績支払いを行う（月1回）。

## 8 契約概要

- (1) 受託者の決定 令和6年3月初旬

- (2) 契約締結 令和6年3月31日まで
- (3) 契約書の作成 契約締結にあたっては契約書を作成する。

## 9 契約にあたっての注意事項

- (1) 法令遵守  
受託者の業務従事者は、受託者の責任において配置し、労働基準法その他法令を遵守してください。
- (2) 立入検査について  
委託者は、受託先に対して、委託業務に関する機密情報の使用、保管等の管理状況を監査することができるものとします。

## 10 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たすものであることを要する。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 東京都内又は埼玉県内に、本社(本店)または支社(支店・営業所)を有すること。
- (3) 東京都及び埼玉県所在の国の機関から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去5年以内に東京都内又は埼玉県内において、寝具賃貸借及びリネンクリーニングの実績を有すること。
- (5) 別紙に示す「暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書」に誓約できる者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

## 11 入札別紙内訳書の作成

- (1) 上記「2委託業務内容」に分けて様式1「入札書別紙内訳書」を作成し、1組あたりの1カ月単価を入札書に記載してください。
- (2) 入札書、内訳書とも消費税抜きの金額を記載してください。
- (3) 入札書と内訳書を合わせて提出してください。

## 12 提出方法

公告の日から令和6年3月8日（金曜日）13時までに当機構本部国際部あてに、以下の書類を同封して封印し、直接提出（郵送可、ただし提出期限内必着）すること。

- ① 入札書
- ② 入札書別紙内訳書
- ③ 入札参加資格確認書

#### ④ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

### 1.3 入札方法

- (1) 落札者の決定は、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。
- (2) 応札者は立ち会わないこととし、入札結果については応札者全員にメールや電話等で連絡する。
- (3) 入札保証金は免除する。

### 1.4 その他

- (1) 共同企業体、保証会社擁立でのお申し込みは不可とします。
- (2) 提出書類に虚偽の記述があった場合は、その時点をもって失格といたします。
- (3) 入札に関する一切の費用は、入札者側の負担とします。
- (4) 公募状況、選定理由、選定結果は公表いたしません。また、選定後の異議申し立ては一切認めません。
- (5) 提出された関係書類の権利は委託者側に属するものとし、返還はいたしません。
- (6) 委託者は、受託先に対して、委託業務に関する機密情報の使用、保管等の管理状況を監査することができるものとし、
- (7) 再委託について  
受託者は、緊急時及び安全面の配慮から、配置する業務従事者の名簿を提出してください。受託者は、本件業務を円滑に遂行するため、本件業務の一部を第三者に委託（以下、「再委託」という。当該第三者を「再委託先」という。）する場合は、事前に委託者の承認を得なければならないものとし、受託者は、本件業務の一部を再委託した場合は、自己が追う義務と同等の義務を再委託先に負わせるものとし、当該再委託先の管理監督責任は、受託者に対して損害賠償責任を負うものとし、本件業務に関していかなる場合においても受託者が責任を負うものとし、

### 1.5 本件に関する提出先及び問い合わせ先

〒103-0012

東京都中央区日本橋堀留町 2-4-3

日本橋堀留町二丁目ビル 7階

公益財団法人 国際人材育成機構 国際部

電話：03-5645-5626

Eメールアドレス：nyusatsu@imm.or.jp